

概要書

令和元年度				事後評価	
事業名（箇所名）	串本海上保安署	担当課	宮繕部 技術・評価課	事業主体	国土交通省 近畿地方整備局
		担当課長名	友野 勝博		
実施箇所	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台783-9他				
該当基準	事業完了後2年間が経過した事業				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地: 1,199 m² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上2階建 ・規模: 1,011 m³ 				
事業期間	事業採択	平成 26 年度	完了	平成 28 年度	
総事業費（億円）	4.2				
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景> 串本海上保安署は、築後39年が経過し老朽化が著しいことに加え、敷地は南海トラフ巨大地震による津波の想定浸水深が5～10mの地域に位置しており、津波により2階建ての庁舎全体が浸水し災害時における応急対策活動に支障をきたすおそれがあった。また、業務量の増大や業務体制強化により庁舎の狭あい化が進行し、業務に支障をきたしていた。一方、串本町では防災官署等の高台移転を進めており、関連する行政機関等の移転が進捗している状況であった。 以上より、高台敷地に串本海上保安署庁舎を整備するに至ったものである。</p> <p><政策体系上の位置付け> ・政策目標: 官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標: 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する</p>				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・環境保全性、木材利用促進及びユニバーサルデザインについて、充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から特に問題はないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、今後の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性は見られない。				
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容> 事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。</p>				

施設名： 串本海上保安署

事業場所： 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台783-9他

概要図
(位置図)



国土地理院
電子国土